

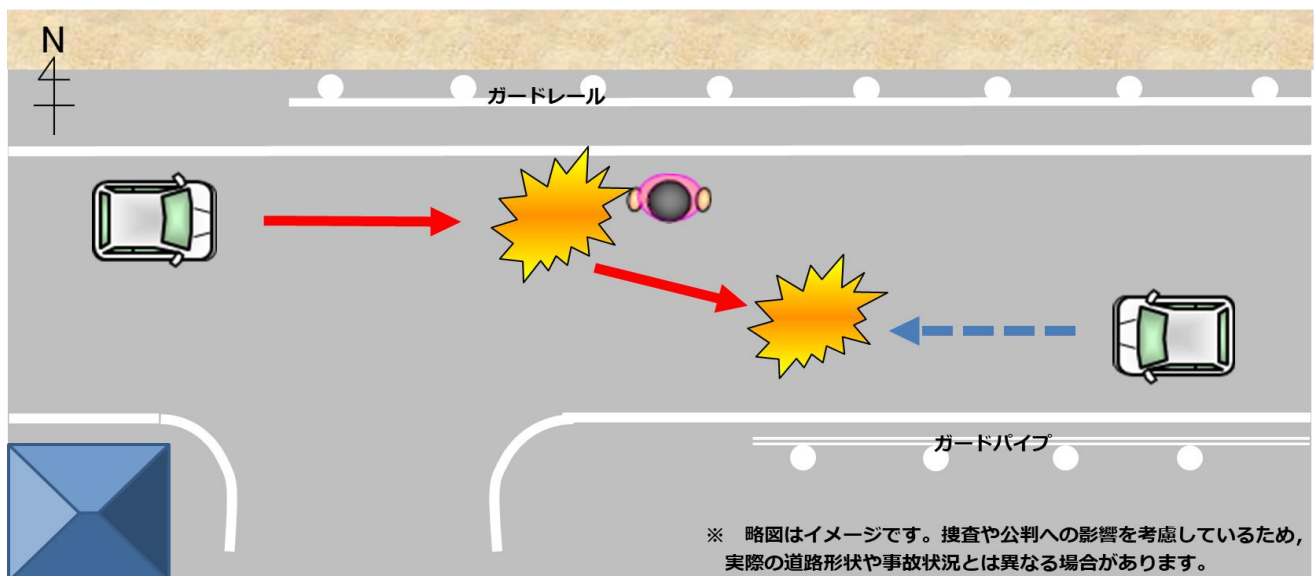


歩行者が亡くなる交通事故が発生！

【事故の状況】

| | |
|------|---|
| 発生日時 | 令和3年2月13日(土)午前5時10分ころ 天候:晴 |
| 発生場所 | 福山市西深津町5丁目の県道 |
| 関係者 | 軽四貨物車(40歳代)×歩行者(40歳代)×軽四乗用車(40歳代) |
| 事故概要 | 軽四貨物車(運転者は飲酒運転容疑あり)が歩行者と衝突し、その後、対向の軽四乗用車へ衝突し、歩行者が死亡したものの。 |

【事故状況略図】



運転者として

- 飲酒運転は重大な犯罪であり、厳しい罰則と行政処分が設けられています。
【酒気帯び運転の場合：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、免許取消し又は停止】
- 酒気帯び運転は、運動機能や判断力の低下により、重大な事故を起こすリスクが非常に高くなるので、絶対にやめましょう。
- 交通ルールを遵守しないことにより交通事故を起こすと民事上、刑事上、行政上の責任を負うこととなります。

夜間、夕方、早朝に運転するときは

- 夜間、夕方、早朝など、暗い時間帯は視界が悪くなるため、ライトを点灯し、昼間より速度を落とした慎重な運転をしましょう。
- 視線はできるだけ先へ向けて、少しでも早く前方の車両や道路上の危険を発見するようにしましょう。